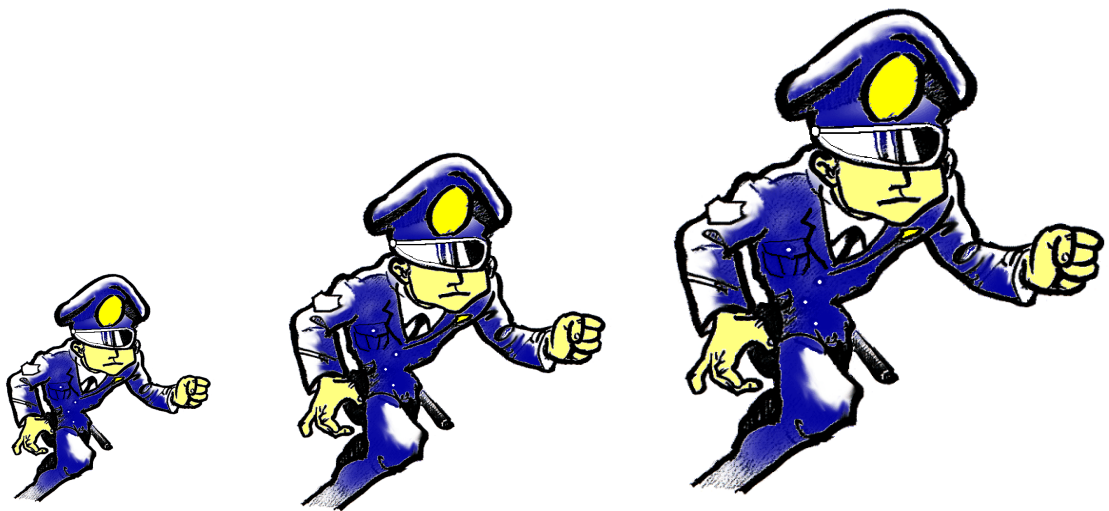


ストーカー・配偶者暴力 から身を守るために



愛媛県警察本部 広報県民課

人身安全対策・少年課

目 次

【ストーカー】

ストーカーから身を守ろう！！・・・・・・・・・・	1
つきまとい行為の例・・・・・・・・・・	3
ストーカー規制法のしくみ・・・・・・・・・・	4

【配偶者からの暴力（DV）】

「配偶者からの暴力」とはどのようなもの？・・・・・・・・	5
暴力を受けたときはどうしたらいいの・・・・・・・・	6
「保護命令制度」とはどのようなもの・・・・・・・・	7
配偶者からの暴力が子どもに与える影響は？・・・・・・・・	9

【参考資料】

ストーカーのつきまとい等	
とDV 保護命令電話等禁止との比較・・・・・・・・	10
警察に来られたあなたへ・・・・・・・・・・	11
ストーカー・DV の流れ・・・・・・・・・・	12
相談窓口・・・・・・・・・・	13



【ストーカー】

ストーカーから身を守ろう！！

1 ストーカー行為とは

男女を問わず、特定の者に対する好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を持って、つきまとい等を反復してすることです。

2 つきまとい等とは

- (1) つきまとい・待ち伏せ・立ちふさがり・見張り・押し掛け・うろつき
- (2) 監視していると思わせることを告げる
- (3) 面会・交際等義務のないことの要求
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動
- (5) 無言電話、拒否された後の連続した電話・文書・FAX・電子メール・SNSメッセージ等
- (6) 汚物など著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物の送付
- (7) 名誉を害することを告げる
- (8) 性的羞恥心を害することを告げる
- (9) GPS機器等による位置情報の無承諾取得、GPS機器等の取付け等

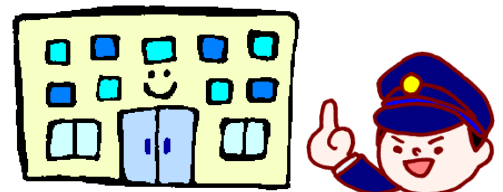
※(1)～(4)及び(5)の連続メール送信については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。

3 相談窓口は

ストーカー行為で悩んでいる方は、最寄りの警察署の生活安全課へ相談してください（原則は相談者の住所地を管轄する警察署です。）。

ストーカー行為を放置すると、次第にエスカレートして凶悪な犯罪に発展するなど非常に危険です。

警察はプライバシーを厳守します。



4 被害に遭ったときの対処方法は

- 緊急の場合は、110番するか大声を出して周囲に助けを求める
- 一人で悩まず、警察へ相談する
- 被害の状況をメモするなど保存して証拠化する
- 曖昧な態度は取らず、拒否の態度を明確に伝える

5 行為者への対応は

- はっきりと拒否の意思を伝える
- 感情的にならず、冷静に対応する
- 相手から接触があっても無視して、警察へ通報する



6 自宅での防犯対策は

- 戸締りをしっかりしておく
- 部屋内が見えないようにカーテン等で遮蔽する
- 訪問者は相手を確認してドアの開閉を
- センサーライトなどの防犯グッズを活用する



7 外出時の防犯対策は

- 特に夜間は一人での行動を避けること
- 人通りの多い場所での行動に心がける
- 防犯ブザーや携帯電話を携帯すること



8 個人情報の管理は

- 個人情報に記載されているものは、細かく裁断して捨てる
- 安易に住所、電話番号、メールアドレス等を教えない
- ソーシャル・ネットワーキング・サービスへ住居や職場等の個人情報を書き込まない
- 裸等の性的な画像を撮らせない、送らない

9 電話における行為への対応は

- はっきりと拒否の意思を伝えた上で、応対せずに電話を切る
- ナンバーディスプレイ機能付きの電話を使用する
- 電話会社提供の「迷惑電話お断りサービス」等各種サービスを利用する
- 電話番号やメールアドレスを変更する



つきまとい行為の例

- ① **つきまとい・待ち伏せ・立ちふさがり・見張り・押しかけ・うろつき**
 - 尾行してつきまとわれる
 - 自宅や職場、学校などへ押し掛けられたり、付近で見張られたり、正当な理由なく付近をうろつかれる
- ② **監視していることを告げる行為**
 - 帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話される
 - 「おまえをいつも監視しているぞ」などと監視していることを告げられる
- ③ **面会・交際等義務のないことの要求**
 - 拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求められる
 - 贈り物を届けられ、受け取るように求められる
- ④ **粗野又は乱暴な言動**
 - 大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせられる
 - 家の前で大声を出されたり、車のクラクションをうるさく鳴らされる
- ⑤ **無言電話・連続電話や文書送付・FAX・電子メール・SNSメッセージの連続送信等**
 - 拒否しているにもかかわらず携帯電話や自宅、会社にも何度も電話をかけられる
 - 拒否しているにもかかわらず何度もFAX・電子メールを送信される
 - 拒否しているにもかかわらず何度もSNSメッセージ送信をされたり、被害者が開設するブログ等に何度もコメント等を送られる
 - 拒否しているにもかかわらず何度も手紙を送付される
- ⑥ **汚物や不快物などの送付**
 - 汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送り付けられる
 - 自動車に糞尿等を付着させられる
- ⑦ **名誉を傷つける行為**
 - 名誉を傷つけるような内容を告げられたり、文書などを届けられる
 - 名誉を傷つけるような文章をインターネットに掲載される
- ⑧ **性的羞恥心の侵害**
 - わいせつな写真などを送りつけられたり、インターネットに掲載される
 - 電話や手紙で卑猥な言葉を告げられて辱められる
- ⑨ **位置情報無承諾取得等**
 - 車両に無断でGPS機器を取り付けられ、位置情報を取得される
 - GPS機器をひそかに取り付けた物を相手に渡す

ストーカー規制法のしくみ

あなたが「つきまとい等」の被害に
遭っている、遭った。

警察への相談

ストーカー行為等に該当
（「つきまとい等」を繰り返して行うこ
とを「ストーカー行為」と言います。）

つきまとい等

- 1 つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張り、押しかけ、うろつき
- 2 監視していることを告げる行為
- 3 面会・交際等義務のないことの要求
- 4 粗野又は乱暴な言動
- 5 無言電話、連続した電話や文書送付・FAX・電子メール・SNSメッセージの送信等
- 6 汚物や不快物などの送付
- 7 名誉を傷つける行為
- 8 性的羞恥心を害する事項の告知又は文書等の送付等
- 9 GPS機器等による位置情報の取得行為・GPS機器等の取り付け等

被害の届出

書面警告の申出

禁止命令等

援助の申出

通常の場合

緊急の場合

書面による
警告

禁止命令の申出又は職権

聴聞

公安委員会による禁止命令

警察による援助
被害防止のため、
状況に応じて対応
策のアドバイスな
ど必要な援助を行
います。
○警察施設の利用
○住民基本台帳閲
覧制限の支援措
置など

警察による
捜査・検挙

公安委員会による
意見の聴取

1年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金

禁止命令に違反

禁止命令に違反してストー
カー行為を行った場合

2年以下の懲役
又は
200万円以下の罰金

禁止命令に違反したものの
ストーカー行為に至らない
場合

6か月以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

このほかの措置として、相談内容を基に相談者の意思を踏まえた上で、行為者への指導警告を行うなど
必要な措置を講じます。

【配偶者からの暴力（DV）】

～ 配偶者からの暴力で悩んでいませんか？～



「配偶者からの暴力」とはどのようなもの？

配偶者暴力防止法では、婚姻関係、事実婚関係、同居する交際関係にある者からの

- ① 身体に対する暴力
 - ② 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力）
- を「配偶者からの暴力」（DV）としています。

また、婚姻関係・事実婚関係・同居する交際関係にあったときに暴力を受け、これらの関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

支援の流れ



加害者（配偶者）から暴力を受けた…

相談したい、加害者がいないところに逃げたい

加害者を引き離してほしい

警察



P13参照

暴力の制止
加害者への指導警告
加害者の検挙
避難の際の援助 など

配偶者暴力相談支援センター（福祉総合支援センター、男女共同参画センター、新居浜市配偶者暴力相談支援センター）



P13参照

カウンセリング
自立支援 など

地方裁判所



申立て
決定

保護命令

加害者は命令に違反すると
1年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金





暴力を受けたときはどうしたらいいの？

緊急性がある場合

「現に配偶者から暴力を振るわれている」「配偶者が暴れている」など

緊急の場合は、110番通報

をしてください。

警察官が現場に向かい、暴力行為の制止、加害者への指導警告等の必要な措置を講じます。

相談したい場合

相談は、警察や配偶者暴力相談支援センター（福祉総合支援センター、男女共同参画センター、新居浜市配偶者暴力相談支援センター）において対応します。

警察の対応

相談内容を基に、被害者の意思を踏まえた上で、

- 加害者への指導警告、加害者の検挙
- 防犯指導
- 被害の発生を防止するために必要な援助
- 保護命令制度の説明
- 関係機関への連絡、関係機関の教示

など必要な措置を講じます。

配偶者暴力相談支援センターの対応

配偶者暴力相談支援センターでは、相談内容に応じて、

- 相談機関の紹介
- 医学的又は心理的なカウンセリング
- 被害者の自立生活促進のための情報提供等
- 保護命令制度の利用についての情報提供等

などを行います。

避難を考えている場合

被害者とその同伴者の一時避難は、一時保護施設において対応します。また、警察が費用を負担してホテルへの一時避難もできます。

更なる暴力を防止したい場合

配偶者からの更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、保護命令を申し立てることができます。

保護命令の申立ては、地方裁判所において対応します。



「保護命令制度」とはどのようなもの？

配偶者暴力防止法では、配偶者から

- 身体に対する暴力
- 生命等に対する脅迫

を受けた被害者が、更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者（配偶者）に対して保護命令を出すことができると規定しています。

また、加害者が保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

Q1 保護命令はどこに申し立てることができるの？

- ① 加害者の住所又は居所
- ② 被害者の住所又は居所
- ③ 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた場所のいずれかを管轄する地方裁判所です。

Q2 保護命令の申立てはどのように行うの？

保護命令の申立ては、①申立書（裁判所窓口に備え付けている。）②法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料の提出が必要です（口頭やファクシミリによる申し立てはできません。）。

申立書には、「暴力を受けた状況」「更に暴力により生命又は身体に重大な危害を加えられる恐れがある事情」「配偶者暴力相談支援センターや警察等に相談した事実やその内容」などを記載する必要があります（相談がない場合はQ5へ）。

申立書を提出すると、裁判官の面接を受けることになります。

ご不明な点があっても、担当者から説明を受けることができますので、安心してください。

Q3 保護命令にはどのような種類があるの？

退 去 命 令

加害者に対して、2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること、その住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものです。

※ この保護命令は、単独で発せられます。

接近禁止命令

1 被害者への接近禁止命令

加害者に対して、6か月間、被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

2 被害者と同居する子への接近禁止命令

加害者に対して、被害者への接近禁止命令の期間中、被害者と同居する未成年の子の身辺につきまったり、子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

なお、申立てるときは、子が15歳以上の場合、子の同意が必要です。

3 被害者の親族等への接近禁止命令

加害者に対して、被害者への接近禁止命令の期間中、被害者の親族等の身辺につきまったり、親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

なお、申し立てるときは、親族等の同意が必要です。

※ 「つきまとい」とは、しつこく行動に追従することをいいます。

「はいかい」とは、理由もなくうろつくことをいいます。

※ 上記1は、単独で発せられます。

※ 上記2及び3については、被害者への接近禁止命令と併せて発せられるもので、単独では発せられません。

電話等禁止命令

加害者に対して、被害者への接近禁止命令の期間中、次に掲げる①から⑧の行為をすることを禁止する命令です。なお、この行為の対象者は被害者本人のみです。

- ① 面会の要求
- ② 行動を監視していると思わせるような事項を告げたり、知り得る状態に置くこと
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ④ 無言電話をかける、緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかける、ファクシミリ装置を用いて送信する、電子メールを送信すること
- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかける、ファクシミリ装置を用いて送信する、又は電子メールを送信すること
- ⑥ 汚物、動物の死体その他著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付したり、知り得る状態に置くこと
- ⑦ 被害者の名誉を害する事項を告げたり、知り得る状態に置くこと
- ⑧ 被害者の性的羞恥心を害する事項を告げたり、知り得る状態に置くこと
被害者の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付したり、知り得る状態に置くこと

Q4 保護命令は離婚後でも申し立てることができるの？

配偶者からの身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けた後に離婚し、引き続き身体に対する暴力によって、生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときも保護命令を申し立てることができます。

事実婚関係や同居する交際関係を解消した場合も同様です。

Q5 警察や配偶者暴力相談支援センターに相談していなくても保護命令を申し立てることができるの？

申し立てることができます。

この場合は、暴力等を受けた状況等を記載した書面を作成の上、公証人役場に行き、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。

Q6 保護命令が出ると警察ではどのような措置をとるの？

地方裁判所から加害者に対して保護命令が出されると、警察では

- 被害者等への防犯指導
- 加害者への指導警告

を行います。

また、加害者が保護命令に違反した場合は、捜査を行い検挙等の措置を講じます。



配偶者からの暴力が子どもに与える影響は？

子どもがいる家庭における配偶者に対する暴力は、児童虐待防止法で「心理的虐待」の行為内容に含まれています。

暴力は、それを目撃した子どもに心理的外傷を与える行為であり、子どもの心身に影響を及ぼすことがあります。

このように、配偶者からの暴力は、暴力を受けている被害者だけではなく、家族にも影響を及ぼすことがあるので、一人で悩まず、行為がエスカレートする前に相談機関に相談しましょう。

【 参考資料】

ストーカーのつきまとい等とDV保護命令の電話等禁止の比較

ストーカーのつきまとい等

法第2条第1項

- 1号：つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張り、押し掛け、うろつき
- 2号：行動を監視していると思わせるような事項の告知等
- 3号：面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求
- 4号：著しく粗野又は乱暴な言動
- 5号：無言電話、連続電話・文書の送付・連続FAX・電子メール・SNSメッセージ送信等
- 6号：汚物等著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- 7号：名誉を害する事項の告知等
- 8号：性的羞恥心を害する事項の告知又は文書等の送付等

法第2条3項

- 1号：GPS機器等による位置情報の取得行為
- 2号：GPS機器等の取り付け等

特定の者に対する好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的が必要。

DV保護命令の電話等禁止

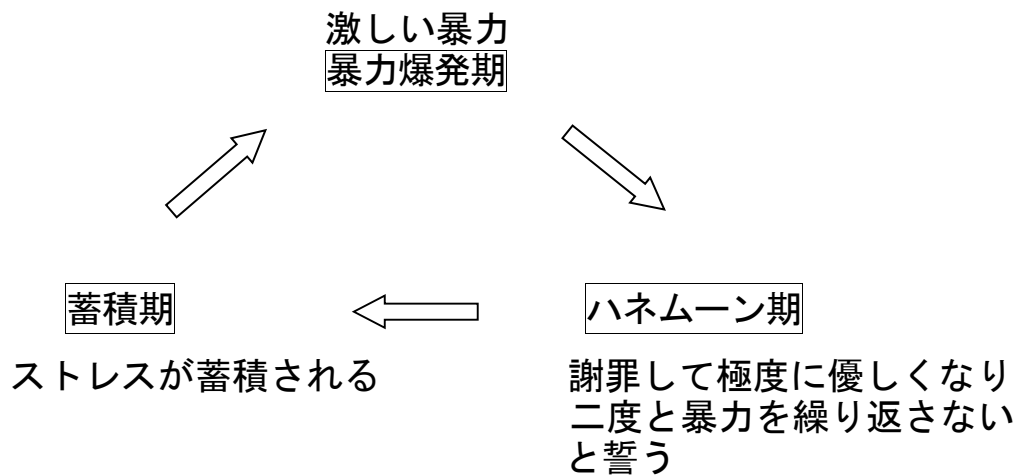
- 面会要求
- 行動監視を思わせるような事項の告知等
- 著しく粗野又は乱暴な言動
- 無言電話、連続電話、連続FAX・メール
- 夜間（22時～6時）の電話、FAX、電子メール
- 汚物等著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- 名誉を害する事項の告知
- 性的羞恥心を害する事項の告知等

- ストーカー1号については、DVの被害者への接近禁止に当たる。
- ストーカー3号については、DVとは違い「義務なきことの要求」がある。
- 他、「行動監視・・・」、「著しく粗野・・・」、「汚物等・・・」、「名誉を害する・・・」、「性的羞恥心・・・」については同様の解釈。
- ※なお、DVの「連続電話、連続FAX・メール」と「夜間の電話、FAX・メール」については、緊急やむを得ない場合においては違反とならない場合がある。（緊急やむを得ない場合とは、具体的には、被害者の子の急病や親族の死亡等であるが、離婚についての話し合い要望等については該当しないと考える。）
- ストーカーには「連続SNS」「GPS機器等による位置情報取得、GPS機器等の取り付け」が含まれるが、DVには含まない。

☆ 警察に來られたあなたへ

1 知っていただきたいこと

- あなた自身や子供、親族、同僚等に対する殺人、傷害等重大事案へ発展するおそれがあること
- いったん暴力がおさまって相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれないこと
→ また暴力が再開される可能性は充分あります。

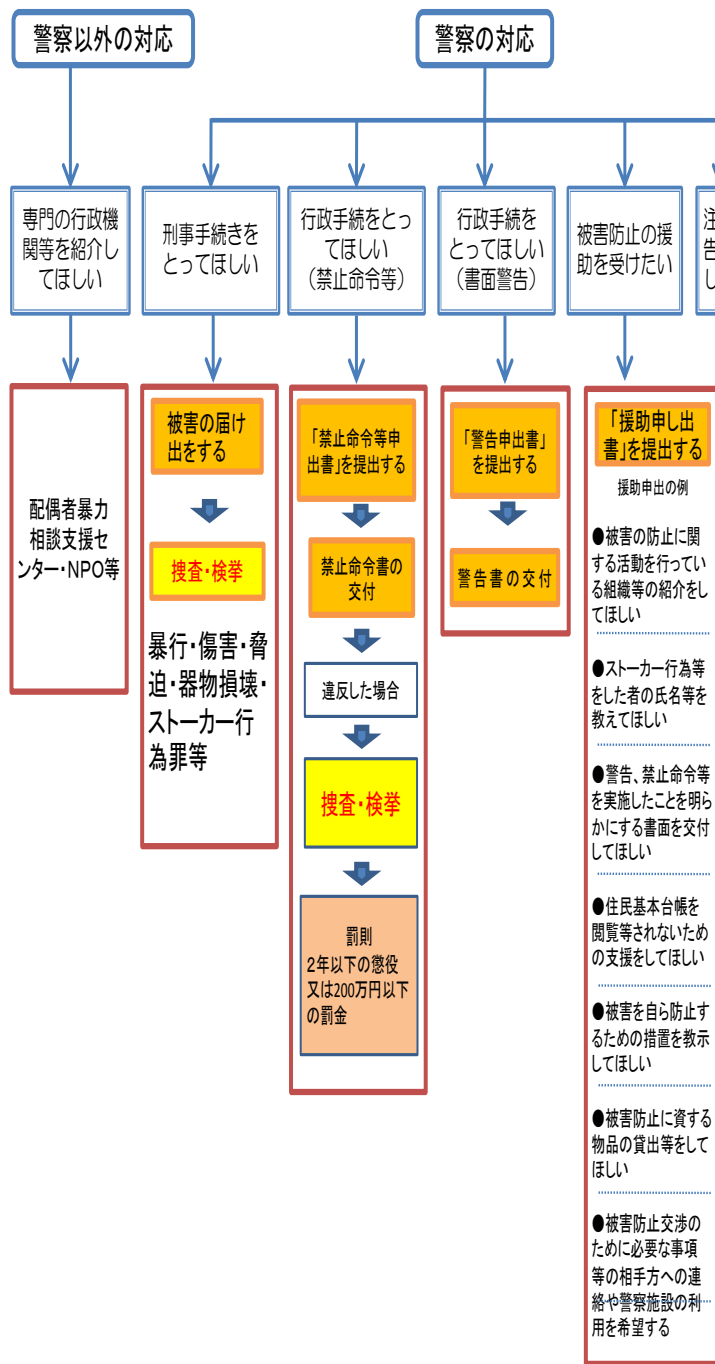


- まだ相手に情が残っている・・・外ではまじめな人なのに・・・
自分さえ我慢すれば・・・等と考えていませんか？
→ あなた自身やあなたの子供、親族、同僚等の生命や身体を守ることを第一に考える必要があります。

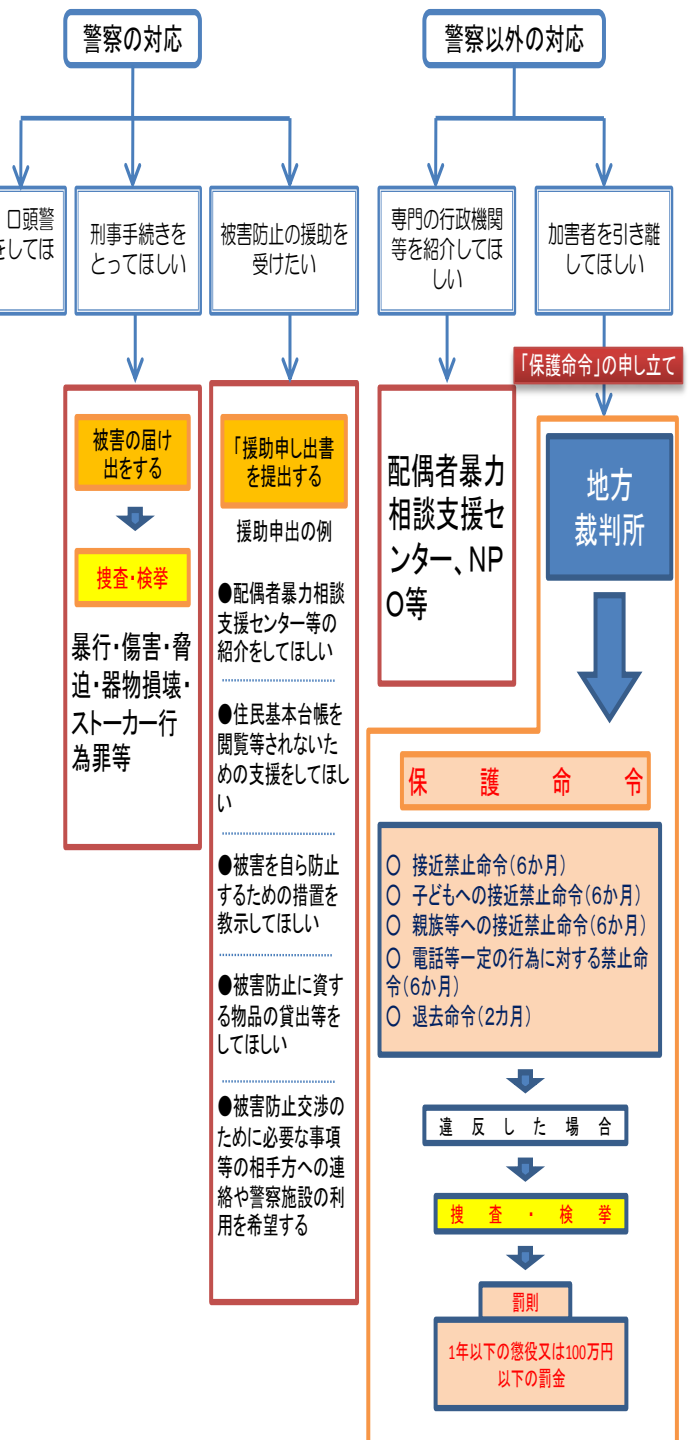
2 あなた自身の決意と協力が必要です。

- ☆ 被害届・告訴（刑事手続）
- ☆ ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の申出（警察）
（→禁止命令（公安委員会））
- ☆ DV（配偶者暴力）防止法に基づく保護命令の申立て（裁判所）
- ▲ 警察官による注意、口頭警告等（※）
- ▲ 様子をみる（静観）（※）
（※）警察からのアドバイス
 - ・ 親族等に相談 ～あなたの生命、身体を本当に大切にしてくれる人に相談を
 - ・ 専門の弁護士、行政書士に相談 ～ 証拠収集・保管等に関する相談を
 - ・ 相手方の知らない場所への転居や一時避難は、被害を防止する上で有効です。

ストーカー対策の流れ



DV(配偶者からの暴力)対策の流れ



相 談 窓 口



一人で悩んでいませんか？

ストーカーやDVの被害は、一人で解決できるものではありません。

まずは自分が被害者だと自覚することがスタートです。

行為がエスカレートすると、生命や身体に大きな被害を受けるおそれもあります。また、あなただけではなく、あなたの家族や親しい関係にある人にも被害が及ぶ場合があります。

一人で悩まず、被害が深刻になる前に警察に相談してください。

警察では、あなたの意思を踏まえて適切な措置を講じます。

緊急の場合は、110番

● 警察本部・各警察署（代表）

警察本部	089-934-0110	松山西警察署	089-952-0110
四国中央警察署	0896-24-0110	松山南警察署	089-958-0110
新居浜警察署	0897-35-0110	久万高原警察署	0892-21-0110
西条警察署	0897-56-0110	伊予警察署	089-982-0110
西条西警察署	0898-64-0110	大洲警察署	0893-25-1111
今治警察署	0898-34-0110	八幡浜警察署	0894-22-0110
伯方警察署	0897-72-0110	西予警察署	0894-62-0110
松山東警察署	089-943-0110	宇和島警察署	0895-22-0110
		愛南警察署	0895-72-0110

警察相談専用電話 #9110

配偶者暴力相談支援センター

- 福祉総合支援センター 089-927-3490
- 男女共同参画センター 089-926-1644
- 新居浜市配偶者暴力相談支援センター 0897-65-1480

警察では、ストーカー・DVに限らず、捜査過程における犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するため、

- 被害者連絡制度による捜査状況等の連絡
- 被害者支援要員制度による付添い、相談受理等の支援
- 緊急通報装置の設置等による再被害の防止及び保護対策
- ホテル等一時的な避難場所の宿泊費の公費負担制度

など、被害者の方々が利用できる様々な制度もあります。また、民間による犯罪被害者支援団体もあり、警察と連携した活動を行っています。



公益社団法人 被害者支援センターえひめ

相談電話 089-905-0150

※ 状況に応じ面接相談も行います。

火～土（祝祭日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時まで

